

令和5年第4回伊賀市教育委員会 議事日程

令和5年3月20日 10:00～
伊賀市役所 4階 会議室406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和5年第3回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第14号 教育委員会職員の任免等について

議案第15号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第16号 伊賀市奨学金支給規則の一部改正について

議案第17号 伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の一部改正について

議案第18号 伊賀市教職員住宅管理規則の一部改正について

議案第19号 工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第20号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正について

日程第5 議案第21号 伊賀市青少年センター条例施行規則の一部改正について

日程第6 議案第22号 伊賀市指定有形文化財の指定について

議案第23号 伊賀市指定天然記念物の一部指定解除と名称変更について

日程第7 報告説明事項

- ① 令和5年第1回伊賀市議会（定例会）教育行政関係一般質問について
- ② 令和5年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について
- ③ 寄附について
- ④ その他

議案第 14 号

教育委員会職員の任免等について

教育委員会職員の任免等について、次のとおり承認を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

異動内容 別紙のとおり

部長・次長・参事		課長・室長・副参事	主幹・係長・主査	主任	係・スタッフ	会計年度任用職員 (一般事務補助員)
教育委員会 89 事務局長[初長級] 高川 博典 社会教育推進監[次長級] 栗 浩一	1 1					
教育総務課 6		課長 川北 基達				福山 みどり
			2 主幹兼政務係長 林 裕子 主査 福井 真由			
			3 政務係長 藤岡 文江 主査 藤岡 泰志	主任 福山 幸之 (◎-兼務員自任)		
学校施設課 4		室長 中倉 悟				中岡 沙智代 青森 直也
	staff		3 主査 福井 慎司			
学校教育課 14		課長 茶本 康一				高田 貴代 竹内 千佳
			4 主幹兼学務係長 岩口 真紀 主査 上田 朝日香 主査 北島 文晴◎		近藤 輝	
		副参事(指導主事) 林 秀樹 副参事(管理主事) 岩口 幸 副参事(指導主事) 大田 健二◎	9 政務係係長 山口 清美 主幹(指導主事) 大塚内 真紀 主幹(指導主事) 藤井 佳知子 主幹(指導主事) 村田 寛太郎◎ 主幹(指導主事) 声田 寛◎ 主幹(指導主事) 岡本 大輝◎ 主査(指導主事) 高田 敦子 (兼務員自任)			
いごっこ給食センター夢 2	staff	所長 大岡 崇				
			1	主任 藤 健太郎		
いごっこ給食センター元気 2	staff	所長 奥井 直司				調整中
			1	主査 森脇 清		
橘寮の丘幼稚園 8		園長 松永 美◎				堀川 蒼生 高田 裕太 青井 千佳
			7 教諭 高田 千波 松尾 慎子	講師 次良 高下 真実◎		

※ 会計年度任用職員のうち網掛けとなっている職員は、今回の内示に合わせて配置が決定した職員です

※ いごっこ給食センター元気に配属する会計年度任用職員については調整中

部長・次長・参事	部長・室長・副参事		係・スタッフ			
小学校 25	上野東小学校	5	前 森岡 すず 前 山本 穂子	前 出口 俊雄記 【新期再任用】 前 福島 初美 【新期再任用】 前 北村 美穂代 【新・再任用】		
	上野西小学校	6	前 阪本 富紀 前 森岡 みほ	前 藤本 美穂子 【再任用】 前 北原 しづ 【再任用】 前 藤田 弘美 【再任用】	用 宮本 勇子	
	久米小学校	2	前 田中 真由美	前 山本 智代美		
	成和西小学校					
	上野北小学校	1			用 宮本 真美 【再任用】	
	三訪小学校					
	府中小学校					
	中瀬小学校					
	友生小学校	5	前 井上 由穂 前 渡邊 穂子	前 松本 タマ子 【再任用】 前 中野 真穂代 【新・再任用】 前 山下 穂子 【再任用】		
	成和東小学校	1			用 伊藤希 穂菜 【再任用】	
	上野南小学校					
	柘植小学校					
	西柘植小学校					
	壬生野小学校					
	鳥ヶ原小学校	2	前 藤田 穂子 【再任用】		用 福地 真子 【再任用】	
	阿山小学校	1			用 早瀬 真由美	
	大山田小学校					
	青山小学校	2	前 永井 唯代	前 永井 美咲紀 【再任用】		
	中学校 8	東広中学校	1			用 松岡 紀子 【新期再任用】
		緑ヶ丘中学校	1			用 辻村 智恵美 【再任用】
城東中学校		1			用 藤原 千歩	
上野南中学校		1			用 中島 千賀子	
柘植中学校		1			用 片岡 穂子 【再任用】	
鷲峰中学校						
鳥ヶ原中学校		1	前 藤田 多穂子 【再任用】		用 〔福地 真子〕 【再任用】	
阿山中学校		1			用 岡崎 美智恵	
大山田中学校						
青山中学校		1			用 秋島 智美 【再任用】	

部長・次長・参事		部長・次長・参事		主幹・係長・主査	主任	係・スタッフ	会計年度任用職員 (一般事務補助員)
生涯学習課 7		課長 (直 決一)					谷口 秋美
			3	生涯学習指導係長 高尾 有紀 主査 福井 浩 主査 中川 貴裕	主任 福永 あゆみ 主任 中原 康博 (◎昇任者)		藤原 祐典
			2	生涯学習情報教育係長 川口 優希 主査 福永 京純子			
文化財課 7		課長 苗井 賢治					吉野 正樹
			5	生涯文化財係長 福島 伸孝 主査 山本 真輝 主査 福田 真樹	主任 藤川 真輝 主任 福田 真樹	谷口 満子 栗山 隆 (◎昇任者)	坂内 真典
			1	調査資料係長 (苗井 賢治)	主任 山本 真		
中央公民館		課長 (直 決一)					
	staff			主幹 (高尾 有紀) 主査 (福井 浩) 主査 (中川 貴裕)	主任 (福永 あゆみ) 主任 (中原 康博) (◎昇任者)		
上野図書館 4		課長 小林 志和子					渡瀬 結衣
	staff		3	主幹 中川 貴裕 主査 大岡 平智 主査 村田 智美◎			
いがまち分館	staff	課長 (小林 志和子)		主幹 (中川 貴裕)	主任 (大岡 平智)		
鳥ヶ原分館	staff	課長 (小林 志和子)		主幹 (中川 貴裕)	主任 (大岡 平智)		
岡山分館	staff	課長 (小林 志和子)		主幹 (中川 貴裕)	主任 (大岡 平智)		
大山田分館	staff	課長 (小林 志和子)		主幹 (中川 貴裕)	主任 (大岡 平智)		
青山分館	staff	課長 (小林 志和子)		主幹 (中川 貴裕)	主任 (大岡 平智)		

※ 会計年度任用職員のうち網掛けとなっている職員は、今回の内示に合わせて配置が決定した職員です

議案第 15 号

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 6 号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 改正理由

市立幼稚園に勤務する職員の給与や勤務条件、共済組合に関する業務は保育幼稚園課で行なえない実態に合わせるため、また組織変更により学校施設室が設置されたことで建設部建築課の補助執行が不要となったため所要の改正を行おうとする。

2 改正内容 別紙のとおり

3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年伊
賀市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）中

「

健康福祉部保 育幼稚園課	(1) 市立幼稚園職員の給与及び勤務条件に関する事
	(2) 市立幼稚園職員の公立学校共済組合に関する事
	(3) 市立幼稚園の設置及び廃止等に関する事
	(4) 市立幼稚園の運営に係る経費事務に関する事
	(5) 市立幼稚園の施設の営繕に関する事
	(6) 市立幼稚園の入園手続に関する事
	(7) 市立幼稚園の保育料の算定及び徴収に関する事
	(8) 市立幼稚園の運営管理に関する事

」を

「

健康福祉部保 育幼稚園課	(1) 市立幼稚園の設置及び廃止等に関する事
	(2) 市立幼稚園の運営に係る経費事務に関する事
	(3) 市立幼稚園の施設の営繕に関する事
	(4) 市立幼稚園の入園手続に関する事
	(5) 市立幼稚園の保育料の算定及び徴収に関する事
	(6) 市立幼稚園の運営管理に関する事

」に

改め、建設部建築課の項を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

伊賀市奨学金支給規則の一部改正について

伊賀市奨学金支給規則（平成 16 年教育委員会規則第 14 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 奨学金を受けようとする生徒及び学生について、申請書類の提出が遅れた場合においても受給できるように、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市奨学金支給規則の一部を改正する規則

伊賀市奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の一部改正について

伊賀市立学校施設の使用に関する要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 8 号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 校区再編に伴い、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市立学校施設の使用に関する要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

施設区分	照明電力料相当負担額	該当学校名	備考
屋内運動場	500円（1面につき）	上野東小学校 上野西小学校 久米小学校 上野北小学校 府中小学校 中瀬小学校 友生小学校 上野南小学校 三訪小学校 成和東小学校 成和西小学校 柘植小学校 西柘植小学校 壬生野小学校 阿山小学校 大山田小学校 青山小学校 崇広中学校 緑ヶ丘中学校 城東中学校 上野南中学校 柘植中学校 霊峰中学校 島ヶ原中学校 阿山中学校 大山田中学校 青山中学校	負担額は1回3時間以内の使用に係る金額とし、3時間を超過して使用する場合は倍額とする。 「1面につき」とはバレーボールコート1面の使用をいい、複数面使用する場合は倍額とする。
屋外運動場	2,500円	柘植中学校	
	1,500円	大山田中学校 島ヶ原小中学校	
	1,200円	府中小学校	
	800円	上野南小学校 成和西小学校	
	500円	成和東小学校 三訪小学校	

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

伊賀市教職員住宅管理規則の一部改正について

伊賀市教職員住宅管理規則（平成 16 年教育委員会規則第 17 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 現状の運用に合わせるため、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

伊賀市教職員住宅管理規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 3 条の資格を有する期間とする」を「3 年とし、申請により 1 年ごとに 2 回を限度として更新することができる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

第 9 条第 2 項中「場合におけるその月の使用料は、日割計算で算出した」を「場合においても、その月の使用料は 1 月分の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認について

工事請負契約の締結（大山田中学校大規模改造工事（建築主体工事））について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

大山田中学校大規模改造工事（建築主体工事）請負契約の締結に伴い、伊賀市議会への議案の提出が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。

2 専決処分の内容 別紙のとおり

資料 1 (市議会議案)

議案第 58 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとする。

令和 5 年 3 月 7 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 契約の目的 大山田中学校大規模改造工事 (建築主体工事)
- 2 契約金額 金 248,270,000 円
- 3 契約の相手方 伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2
山一建設株式会社
代表取締役 河野 康之

議案第 20 号

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正について

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程(平成 16 年教育委員会訓令第 1 号)の一部改正について下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 令和 5 年度伊賀市内小学校給食費無償化に伴い、給食費の支払事務を学校教育課で行おうとする。
- 2 提案内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成16年11月1日教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育課長の項中第12号を第14号として、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 給食費の徴収に関すること。
- (9) 食材の購入及び支出に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 21 号

伊賀市青少年センター条例施行規則の一部改正について

伊賀市青少年センター条例施行規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 本則中の字句整理および、青少年健全育成団体の組織改編による別表第 1 中の委員選出団体の変更を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 公布の日から施行する。

伊賀市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市青少年センター条例施行規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「の規定により伊賀市青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員を委嘱又は任命しようとする」を「に規定する」に改め、「別表第1」の次に「のとおり」を加える。

第3条中「の規定により補導員を委嘱又は任命しようとする」を「に規定する」に改め、「別表第2」の次に「のとおり」を加える。

第4条中「様式第1号」の次に「によるもの」を加える。

	「		
		17	上野地区青少年育成市民総ぐるみ運動推進会議
		18	いがまち青少年を育てる会
		19	島ヶ原地区青少年育成市民会議
別表第1中		20	あやま人づくり市民会議
		21	大山田むらびとづくり推進会議
		22	青山青少年育成会議
			」

「
17 伊賀市青少年育成市民会議
に改める。
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

伊賀市指定有形文化財の指定について

伊賀市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記について伊賀市指定有形文化財への指定を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

指定を求める文化財

- ・市指定有形文化財【絵画】 若宮八幡神像
(伊賀市別府 718 - 3)

議案第 23 号

伊賀市指定天然記念物の一部指定解除と名称変更について

伊賀市文化財保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について伊賀市指定天然記念物の一部指定解除と指定名称の変更を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

【一部指定を解除し、名称変更を求める文化財】

市指定天然記念物

変更前「澤村家のケヤキとしなのがき」

変更後「澤村家のケヤキ」

(伊賀市川東)

【解除理由】 しなのがき枯死のため。

令和5年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2023年(令和5年)3月20日(月曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室406
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、中委員、滝川事務局長、川北教育総務課長、中釜学校施設室長、茶本学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元気所長(兼大山田給食センター所長)
4. 傍聴人 : 2人
5. 協議事項 : (議案第14号)教育委員会職員の任免等について
(議案第15号)伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
(議案第16号)伊賀市奨学金支給規則の一部改正について
(議案第17号)伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の一部改正について
(議案第18号)伊賀市教職員住宅管理規則の一部改正について
(議案第19号)工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認について
(議案第20号)伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正について
(議案第21号)伊賀市青少年センター条例施行規則の一部改正について
(議案第22号)伊賀市指定有形文化財の指定について
(議案第23号)伊賀市指定天然記念物の一部指定解除と名称変更について
6. 報告説明事項 : ①令和5年第1回伊賀市議会(定例会)教育行政関係一般質問について
②令和5年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学(入園)式について
③寄附について
④その他

閉会 : 11時45分 署名委員 中委員

教育長

大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。昨日はいい天気で、成人式を開催させていただき、委員の皆様にもご出席いただきましてありがとうございました。19歳の成人式ということで、成人が出席してくれるかについても心配していましたが、出席率は84.22%

(教育総務課長から説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 14 号に対し、
原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 14 号は、承認されました。

教育長 議案第 15 号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則の一部改正についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 新旧対照表の(5)の市立幼稚園の施設と、教育施設の営繕については
どう違うのでしょうか。

教育総務課長 幼稚園施設の営繕業務については保育幼稚園課で補助執行してもらっ
ています。学校施設室は学校施設のみを対象としておりますので、幼稚園
については業務を行っておらず、保育幼稚園課で行っています。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 15 号に対し、
原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 15 号は、承認されました。

教育長 議案第 16 号 伊賀市奨学金支給規則の一部改正についてを議題といた
します。
本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 周知をする際は、期限を書かないということですか。

教育総務課長 期限は設けて 6 月の末で締め切りますが、その後 9 月末を締め切りと
して再募集という形で広報等にもう一度掲載したいと思っています。

委員 再募集のときに、支給のアレンジができるように支給時期についてこ
のように定めるということですね。6 月に締め切る段階で予定人数にな
った場合はもうそれで終了ということですか。

教育総務課長 今回予算額をかなり上げていますが、それをさらに上回った場合は補
正で対応します。

委員 人数の制限はないということですか。

教育総務課長 はい、そうです。高校生のいる住民税非課税世帯は 265 あるのですが、そのうち申請されているのは 47 です。奨学金というのはイメージとして返還が必要と思っている方もおられますが、伊賀市奨学金は返還が不要ですので、そのあたりも周知を進めていきたいと思います。また、他の奨学金と合わせて受け取っていただくことも、こちらの奨学金制度では問題ありませんので、そのことも周知が必要だと思っています。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 16 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 16 号は、承認されました。

教育長 議案第 17 号 伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 依那古小学校の体育館は上野南小学校となり、これは教育委員会として貸し出しの業務などは行います。比自岐小学校と神戸小学校の方はどう

なるか説明していただけますか。

教育総務課長 神戸小学校の体育館とグラウンドは、地域の自治協さんが使いたいということですので、使用許可を出し1年間ごとに更新するというので、市全体の利活用が決まるまでは地域の方に使っていただきます。使っていただくにあたり管理は自治協でしていただきます。

比自岐小学校は、すでに2階3階を市の書庫として使っておりますので、神戸小は廃校になると同時に普通財産となりますが、比自岐小は市の倉庫であるので行政財産として、比自岐の自治協さんと契約をし、管理をしていただいています。体育館も同様に自治協さんに管理をお願いしています。

教育長 (使用するための) 費用が発生するのは、上野南小だけですね。他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第17号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。よって、議案第17号は、承認されました。

教育長 議案第18号 伊賀市教職員住宅管理規則の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 人気がなくなってきた理由はなんですか。

教育総務課長 新しいときには人気があり、退去後はクリーニングなどをするのですが、使っていただいているうちに人気がなくなっています。

委員 老朽化してきたマンションがリノベーションによっていい感じになっていくことがありますし、若い方はそのような方に惹かれていくのでしょうか。

教育総務課長 まだまだきれいな施設ですので、今年は早めに紹介をしてその後すぐ2件の申し込みがありました。今のところ、それ以上は増えていません。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 18 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 18 号は、承認されました。

教育長 議案第 19 号 工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校施設室長より説明をお願いします。

(学校施設室長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 体育館の外のトイレがこの工事の中に入っていないというお話でしたが、においもひどくて老朽化が激しく、後々は直していただけるのでしょうか。

学校施設室長 工事請負業者と今後やり方を詰めて、改善できたらと思っています。においがあることも承知はしており、配管等、中を修繕したいと考えています。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 19 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 19 号は、承認されました。

教育長 議案第 20 号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長より説明をお願いします。

(学校教育課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 20 号に対し、
原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 20 号は、承認されました。

教育長 議案第 21 号 伊賀市青少年センター条例施行規則の一部改正について
を議題といたします。
本議案につきまして、事務局長より説明をお願いします。

(事務局長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 青少年育成市民会議に出てくれる人は、それぞれの地域から選出され
た人になってくるのですか。

事務局長 市民会議の構成メンバーとしてこちらの方々が入っておりますので、
その中で代表として入っていただくということです。今までの地域から
選出いただくような形になるのかと思います。

委員 形としては、今までの連絡会議などは、そのままということですか。

事務局長 なくなっている組織もありますので、旧の組織の名前で入っているの
ではありませんが、そちらの地域からもこの新しい市民会議に入ってい
ただきたいと思っています。

教育長 私も総会に出させてもらいましたが、これまでの組織から役員を出して
もらっていただけだったので、どこかからは出ていないというようなことは
ないと思っています。伊賀市としてひとつの組織になっていただくとい
うことでまとまっていたということなんです。
他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 21 号に対し、
原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 21 号は、承認されました。

教育長 議案第 22 号 伊賀市指定有形文化財の指定についてを議題といたしま
す。本議案につきまして、文化財課長より説明をお願いします。

(文化財課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 穂月明さんの所蔵の中から今回はこれが指定されるということですが、
他にもあるのですか。

文化財課長 穂月明さんが収集されたものには絵画や彫刻、瓦などの考古資料、他に
もさまざまなものがございます。現在調査しているのは絵画と彫刻だ
と聞いております。また、彫刻なども別の先生が調査に来るなど指定レベ
ルのものがあるとも聞いておりますが未確定です。

教育長 文化財として指定されるものなら見たいと思う人もあるかと思いますがそのへんはどうでしょうか。

文化財課長 3月議会に上程している施設などもございますし、市内のいろいろなところにあるものや、個人が持っておられる文化財もあり、広く見ていただけるような施設の整備ができたらと思っています。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第22号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第22号は、承認されました。

教育長 議案第23号 伊賀市指定天然記念物の一部指定解除と名称変更についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長より説明をお願いします。

(文化財課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 シナノガキの管理は、沢村さんがされていたが、結果的には枯れてしまったということですね。沢村さんの個人の家のものであるということですね。

文化財課長 沢村さんの家はいわゆる伊賀者、忍者の末裔ということで、昔は柿渋

を使って渋紙を作り、それで火薬を包んだりなどして使っていたということです。枯死したということで沢村さんから連絡をいただきまして、天然記念物についてはこれまでもそういった例があるのですが、価値を失ったということになりますので、指定を解除する提案をさせていただきます。

委員 けやきとシナノガキが指定されていたのが、けやきだけになったということですね。けやきだけの価値は変わらないということですか。

文化財課長 そうです。沢村さんの庭にけやきとシナノガキがあり、ひとくりにして天然記念物に指定されていまして、けやきだけになり名称が変わりますが、けやきの価値は変わりません。

委員 けやきの価値というのはどういうものですか。

文化財課長 樹齢とか樹勢などです。けやきの大きなものはまれで、古くからあるということです。よく神社の松や杉なども指定されているものもありますが、幹の太さ、枝ぶり、樹種の希少性、樹齢や樹勢やなどが指定理由になります。

委員 神社の中にあるということも価値があるのですか。

文化財課長 どこにあっても価値は変わりませんが、神社や寺などにあると古くから伝えられ大きいものが残りやすいということはあるかと思えます。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 23 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 23 号は、承認されました。

教育長 それでは、日程第 7 報告説明事項に移ります。
事項①番 令和 5 年第 1 回伊賀市議会（定例会）教育行政関係一般質問
について

教育長 事項②番 令和 5 年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式に
ついて

教育長 事項③番 寄附について

教育長 事項④番 その他の項ですが、何かございませんか。

連絡：次回・次々回教育委員会等の開催について

教育長 それでは、これをもちまして、第 4 回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

11 時 45 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員